

ごかのお知らせ (383)

お知らせ

人権擁護委員を知っていますか？ (総務課)

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のためにすみやかに適切な処理を執ります。

また、街頭啓発や講演会などを通じて、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動にも努めています。

法務大臣から委嘱された町の人権擁護委員は次の方です。

人権擁護委員(敬称略)

・篠崎 勝(大福田)

・古郡 静夫(元栗橋)

☎(84)0521

お問い合わせ

人権同和对策室(内線210)

人権相談所(無料)の開設について (総務課)

人権相談は、法務省から委嘱された町の人権擁護委員の方が住民の皆さんの人権に関する問題(虐待・暴力・セクハラ・同和問題・高齢者・障害者等)について相談を受けるものです。秘密の取り扱いとなりますので、お気軽にご相談ください。

日時

6月5日(火)

午前10時から午後3時まで

場所

ふれあいセンター

お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595

災害情報システム(防災メール)の運用が始まりました (総務課)

消防本部では、6月1日より火災発生時の情報を携帯電話にメール配信する「災害情報システム」の運用を開始いたします。配信を希望される方は次の手順に従い登録ください。

登録方法

次のメールアドレスを直接入力するか、QRコードを読み取り携帯電話やパソコンからメールアドレスを送信します。

tourku@sainan-kasai.jp@data



QRコード

仮登録完了のメールが届きます。受信した仮登録完了メールを開き、メール本文中にあるリンクにアクセスし、火災メール受信の登録等を手順に沿って行います。

お問い合わせ

茨城西南広域消防本部

通信指令課

☎(22)0119

無料法務総合相談所開設のお知らせ (総務課)

日時

6月3日(日)

午前10時から午後4時まで

場所

道の駅しもつま2階研修室

下妻市数須140番地

相談内容

境界争い、相続・贈与・売買などの登記手続、抵当権の抹消手続、サラ金の取立て問題、夫婦・親子などの家庭内

の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、子どものいじめ、ドメスティックバイオレンス

問題など

料金 無料

お問い合わせ

水戸地方法務局総務課

☎029(227)9911

不法就労の防止にご協力ください (総務課)

来日外国人を雇用する場合は、

パスポートの証印や外国人登録

証明書で、「在留資格」、「在留期

間」を確認することが必要です。

パスポートには、「上陸許可」

のスタンプが押してあり、「上陸

年月日」、「在留資格」、「在留期

間」等が記載されています。

また、外国人登録証明書にも

「上陸年月日」、「在留資格」、「在留期間」等が記載されています。在留資格が「短期滞在」、「文化活動」、「留学」、「就学」等の場合は、特別の許可がないと就労することができませんので、よく確認して適正な雇用をお願いします。

お問い合わせ

境警察署

☎(86)0110

国保に加入・脱退の場合届出を(町民税務課)

職場の健康保険加入者や生活保護を受けている人以外は、すべての人が国民健康保険の加入者(被保険者)となります。

加入の届出が遅れると、その間の医療費が全額負担になります。保険税をさかのぼって納めなければなりません。

加入している健康保険に異動があった場合には、すみやかに届出をお願いします。

お問い合わせ

町民G(内線233)

